

平成25年度 福岡市の国民健康保険料の計算方法

【 医療分 】

		総所得金額 - 基礎控除額 33万円	所得割料率
所得割	お父さん	3,500,000 円 - 33万円 = 3,170,000 円	× 7.79% = 246,943 円 (ア)
	お母さん	0 円 - 33万円 = 0 円	× 7.79% = 0 円 (ア)
	娘	550,000 円 - 33万円 = 220,000 円	× 7.79% = 17,138 円 (ア)
均等割	1人あたり	20,778円 × 3人	= 62,334 円 (イ)
世帯割	1世帯あたり	22,632円	22,632 円 (ウ)

医療分の保険料 (ア) + (イ) + (ウ) (限度額51万円) 349,000 円 (100未満切捨て)

【 支援分 】

		総所得金額 - 基礎控除額 33万円	所得割料率
所得割	お父さん	3,500,000 円 - 33万円 = 3,170,000 円	× 3.46% = 109,682 円 (ア)
	お母さん	0 円 - 33万円 = 0 円	× 3.46% = 0 円 (ア)
	娘	550,000 円 - 33万円 = 220,000 円	× 3.46% = 7,612 円 (ア)
均等割	1人あたり	8,173円 × 3人	= 24,519 円 (イ)
世帯割	1世帯あたり	8,902円	8,902 円 (ウ)

支援分の保険料 (ア) + (イ) + (ウ) (限度額14万円) 140,000 円 (100未満切捨て)

【 介護分 】 40歳以上65歳未満の被保険者が対象

		総所得金額 - 基礎控除額 33万円	所得割料率
所得割	お父さん	3,500,000 円 - 33万円 = 3,170,000 円	× 3.44% = 109,048 円 (ア)
	お母さん	0 円 - 33万円 = 0 円	× 3.44% = 0 円 (ア)
	娘	円 - 33万円 = 0 円	× 3.44% = 0 円 (ア)
均等割	1人あたり	9,527円 × 2人	= 19,054 円 (イ)
世帯割	1世帯あたり	7,665円	7,665 円 (ウ)

介護分の保険料 (ア) + (イ) + (ウ) (限度額12万円) 120,000 円 (100未満切捨て)

保険料の合計 + + 609,000 円

[例6] 4人家族

お父さんの所得350万円。55歳(40歳以上なので介護分あり)
 お母さんの所得なし。専業主婦53歳(40歳以上なので介護分あり)
 娘のアルバイト収入120万円。25歳。(40歳以下)
 息子は同居だが、就職をして会社の社会保険に加入。24歳。

説明

給与収入120万円は所得55万円とります。(例3にて説明)
 会社の社会保険に加入している息子は、同居していても
 国民健康保険の計算には入れません。